

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 特定施設の設置及び構造等の変更の許可申請
 - 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新
- 【公告】**
- 農地を利用する権利の設定に関する裁定
 - 二級建築士の免許の取消し
 - 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

環境管理課

健康推進課

農村振興課

建築指導課

”

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第六十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第十号）第五条第一項及び第八条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置及び構造等の変更の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置し、及びその構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和八年二月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
名称 北興化学工業株式会社

住所 東京都中央区日本橋本町一丁目5番4号

氏名 代表取締役社長 佐野 健一

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 北興化学工業株式会社岡山工場

所在地 岡山県玉野市胸上402番地

令和8年2月10日 岡山県公報 第12776号

(3) 特定施設に関する事項

区 分	新 設	廃 止		新 設		廃 止		新 設			
工場又は事業場における施設番号	R-1-3	同左		R-3-8		同左		R-8-6			
種 類	46-イ 有機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設	同左		同左		同左		同左			
能 力	4.0m ³ /hr 1~2.5回/日	同左		1.6m ³ /回 1.2~2回/日		同左		4.8m ³ /hr 0.3~3.3回/日			
工事着手予定年月日	許可後直ちに	-		許可後直ちに		-		許可後直ちに			
工事完成予定年月日	工事着手後1週間	-		工事着手後1週間		-		工事着手後1週間			
使用開始予定年月日	工事完成後直ちに	-		工事完成後直ちに		-		工事完成後直ちに			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続24時間	同左		同左		同左		同左			
使用時に於いて当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大		
	水 量 (m ³ /日)	4.1	11.9	同左	2.5	9.5	同左	5.7	8.0		
	p H	0.5~2.5			同左			同左			
	COD (mg/L)	2,600	3,100		1,988	2,525		700	950		
	S S (mg/L)	33	57		同左			同左		同左	
	油 分 (mg/L)	32	41							6	12
	T-N (mg/L)	19	38							105	146
	T-P (mg/L)	6	10							<0.1	55
	ふっ素 (mg/L)	-	-							<0.1	14
	ほう素 (mg/L)	-	-							<0.01	0.1
	ベンゼン (mg/L)	<0.01	0.1							-	-

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

令和8年2月10日 岡山県公報 第12776号

区 分	廃 止	新 設		新 設		新 設		新 設			
工場又は事業場における施設番号	R-8-6	R-10-3		R-10-6		G-10-1		G-10-2			
種 類	46-イ 有機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設	同左		同左		46-ニ 有機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設		同左			
能 力	4.8m ³ /hr 0.3~3.3回/日	9.6m ³ /回 1.8~2.5回/日		5.6m ³ /回 1.8~2.5回/日		940L/min		300L/min			
工事着手予定年月日	—	2026年3月末		同左		同左		同左			
工事完成予定年月日	—	工事着手後8か月		同左		同左		同左			
使用開始予定年月日	—	工事完成後直ちに		同左		同左		同左			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続24時間	同左		同左		同左		同左			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	5.7	8.0	6.0	12.0	同左	同左	1.0	2.0	同左	同左
	p H	0.5~2.5		同左							
	COD (mg/L)	700	950	300	400						
	S S (mg/L)	33	57	同左							
	油 分 (mg/L)	32	41	同左							
	T-N (mg/L)	6	12	19	38						
	T-P (mg/L)	105	146	6	10						
	ふっ素 (mg/L)	<0.1	55	—	—						
	ほう素 (mg/L)	<0.1	14	—	—						
ベンゼン (mg/L)	<0.01	0.1	—	—							

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

令和8年2月10日 岡山県公報 第12776号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分	変 更 前				変 更 後				
工場又は事業場における施設番号	排水処理施設 No. 1				同左				
種 類 及 び 型 式	中和槽、調整槽、沈殿槽 No. 1, 2, 3、曝気槽、反応槽、凝集槽、排水処理水中継槽								
構 造	SUS(HR)、RC、SUS(TE)、FRP								
主 要 寸 法	23.9m×8.9m×6.2m								
能 力	460m ³ /日								
処 理 の 方 法	活性汚泥、凝集沈殿								
工事着手予定年月日	—				2026年3月末				
工事完成予定年月日	—				工事着手後8か月				
使用開始予定年月日	—				工事完成後直ちに				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続24時間				同左				
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水 量 (m ³ /日)	142.9	217.1	同左		156.9	245.1	同左	
	p H	0.5~2.5		6.5~8.5		同左			
	C O D (mg/L)	394	631	87.9	147	392	627	87.4	146
	S S (mg/L)	33	57	10	15	同左			
	油 分 (mg/L)	32	41	1.5	1.9				
	T-N (mg/L)	81.2	106	同左		79.7	104	同左	
	T-P (mg/L)	8.5	12.3	8.14	11.7	8.09	11.6		
	ふっ素 (mg/L)	<0.1	55	同左		同左			
	ほう素 (mg/L)	<0.1	<0.1						
	ベンゼン (mg/L)	<0.01	0.1	<0.01	<0.01				
	ジクロロメタン (mg/L)	<0.01	0.02	<0.01	<0.01				
	1,4-ジオキサソ (mg/L)	<0.05	2.8	同左					
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	32.5	42.4	31.9						

令和8年2月10日 岡山県公報 第12776号

区 分	変 更 前				変 更 後				
工場又は事業場における施設番号	排水処理施設 No. 2				同左				
種 類 及 び 型 式	中和槽、調整槽、沈殿槽 No. 1, 2, 3、曝気槽、反応槽、凝集槽								
構 造	SUS(HR)、RC、SUS(TE)								
主 要 寸 法	23.85m×8.6m×9m								
能 力	700m ³ /日								
処 理 の 方 法	活性汚泥、凝集沈殿								
工事着手予定年月日	—				2026年3月末				
工事完成予定年月日	—				工事着手後8か月				
使用開始予定年月日	—				工事完成後直ちに				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続24時間				同左				
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	250	400	同左		同左			
	p H	0.5~2.5		6.5~8.5					
	C O D (mg/L)	394	631	87.9	147	392	627	87.4	146
	S S (mg/L)	33	57	10	15	同左			
	油 分 (mg/L)	32	41	1.5	1.9				
	T-N (mg/L)	81.2	106	同左		79.7	104	同左	
	T-P (mg/L)	8.5	12.3	8.14	11.7	8.09	11.6		
	ふっ素 (mg/L)	<0.1	55	同左		同左			
	ほう素 (mg/L)	<0.1	<0.1						
	ベンゼン (mg/L)	<0.01	0.1	<0.01	<0.01				
	ジクロロメタン (mg/L)	<0.01	0.02	<0.01	<0.01				
	1,4-ジオキサン (mg/L)	<0.05	2.8	同左					
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	32.5	42.4	31.9						

令和8年2月10日 岡山県公報 第12776号

区 分	変 更 前				変 更 後				
工場又は事業場における施設番号	排水処理施設 No. 3				同左				
種 類 及 び 型 式	中和槽、調整槽、沈殿槽 No. 1, 2、曝気槽、反応槽、凝集槽、凝集沈殿槽								
構 造	CS (FRP)、RC+PP、RC+FRP								
主 要 寸 法	27.5m×14.5m×6.6m								
能 力	1,050m ³ /日								
処 理 の 方 法	活性汚泥、凝集沈殿								
工 事 着 手 予 定 年 月 日	—								2026年3月末
工 事 完 成 予 定 年 月 日	—				工事着手後8か月				
使 用 開 始 予 定 年 月 日	—				工事完成後直ちに				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続24時間				同左				
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	430	570	同左		同左			
	p H	0.5~2.5		6.5~8.5					
	C O D (mg/L)	394	631	87.9	147	392	627	87.4	146
	S S (mg/L)	33	57	10	15	同左			
	油 分 (mg/L)	32	41	1.5	1.9				
	T-N (mg/L)	81.2	106	同左		79.7	104	同左	
	T-P (mg/L)	8.5	12.3	8.14	11.7	8.09	11.6		
	ふっ素 (mg/L)	<0.1	55	同左		同左			
	ほう素 (mg/L)	<0.1	<0.1						
	ベンゼン (mg/L)	<0.01	0.1	<0.01	<0.01				
	ジクロロメタン (mg/L)	<0.01	0.02	<0.01	<0.01				
	1,4-ジオキサソ (mg/L)	<0.05	2.8	同左					
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	32.5	42.4	31.9						

(5) 排水口に関する事項

排水口番号 区分	末端排水口		同左	
	変更前		変更後	
	通常	最大	通常	最大
水量 (m ³ /日)	7,682.9	9,966.1	同左	
pH	6.5~8.5		同左	
COD (mg/L)	12.1	20.0	12.3	20.0
SS (mg/L)	9.3	20.0	同左	
油分 (mg/L)	<1	<1	同左	
T-N (mg/L)	9.98	20.0	10.03	20.1
T-P (mg/L)	1.0	1.5	1.02	1.53
大腸菌数 (CFU/mL)	<800	<800	同左	
ふっ素 (mg/L)	1.3	12.0	同左	
ほう素 (mg/L)	4.4	5.6	同左	
ベンゼン (mg/L)	<0.01	<0.01	同左	
ジクロロメタン (mg/L)	<0.01	<0.01	同左	
1,4-ジオキサン (mg/L)	<0.05	0.3	同左	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	3.99	8.0	4.01	8.04

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和8年2月10日から同年3月3日まで
- (2) 場所 岡山県環境文化部環境管理課及び玉野市役所
ホームページ <https://www.pref.okayama.jp/soshiki/29/>

◎岡山県告示第六十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和八年二月十日

指定を更新した医療機関

名称

茶屋町薬局

所在地

倉敷市茶屋町二〇二―一

更新年月日

令和八年二月一日

岡山県知事 伊原 隆 太

〔五六〕農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、次のとおり農地を利用する権利を設定する裁定をした。

令和八年二月十日

一 農地の所在等

岡山県知事 伊原木 隆 太

所在及び地番		地目	面積（平方メートル）
津山市加茂町中原三七三番三	田		一、〇五〇
津山市加茂町中原二八八番七	田		二、六六八

二 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
田として利用	令和八年三月一日	権利の始期から令和十三年二月二十八日まで	一八、五九〇円

三 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

岡山県農地中間管理機構（公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団）

理事長 森下 慎

岡山市中区古京町一丁目七番三六号

四 農地の所有者等の情報

名義人は死亡しており、その所有者が確知できない状態となっている。

五 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに岡山地方法務局津山支局に補償金を供託する。

〔五七〕建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、二級建築士の免許の取消しを行った。

令和八年二月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 免許の取消しをした年月日

令和八年二月二日

二 免許の取消しを受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

清水 守 二級建築士 第四三〇〇号

三 免許の取消しの理由

相続人から、当該建築士が死亡した旨の届出があったため

〔五八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和八年二月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
赤磐市高屋字横田三二九番五、三三〇番五、三三〇番七
- 二 許可を受けた者の住所及び氏名
赤磐市高屋三三〇番地五
伊賀 弘久
- 三 許可年月日及び許可番号
令和六年五月二日岡山県指令建指第四八号